

○運輸委員会
内閣提出法律案（五件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考
14	特定船舶製造業経営安定臨時措置法を廃止する法律案	衆	四、 二、一〇	委員会付託 二、一〇 (予)	委員会議決 四、 三、二七	委員会付託 四、 二、一〇
41	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	〃	二、二八	二、二八 (予)	四、二三 四、二四	四、一四 四、一六
42	船員法の一部を改正する法律案	〃	二、二八	二、二八 (予)	五、一四 五、一八	四、二二 四、二四
70	国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案	〃	三、一六	三、一六 (予)	五、二二 五、二五	五、二二 五、一四
71	地域伝統芸能等を利用した行事の実施による観光及び特定地域商業の振興に関する法律案	〃	三、一六	三、一六 (予)	六、一八 六、一九	三、一六 五、二二 五、二六

特定船舶製造業経営安定臨時措置法を廃止する法律案（閣法第一四号）

要旨

本法律案は、特定船舶製造業経営安定臨時措置法に基づき、特定船舶製造業の経営の安定が図られた状況にかんがみ、同法を平成四年三月末までに廃止しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、特定船舶製造業経営安定臨時措置法に基づき、特定船舶製造業の経営の安定が図られた状況にかんがみ、同法を平成四年三月末までに廃止することとするものであります。

委員会におきましては、造船業の経営状況と需給見通し、これからの造船対策の取り組み方、船舶解撤の促進問題等各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四一号）

要旨

本法律案は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の改正に伴い、油濁防止緊急措置手引書を船舶内に備え置くことを義務づけるとともに、当該手引書について船舶検査の対象とするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、船舶所有者は、一定の船舶ごとに、油濁防止緊急措置手引書を作成し、これを船舶内に備え置かなければならないこととする。

二、船舶所有者は、その油濁防止緊急措置手引書が技術基準に適合していることについて、運輸大臣が行う定期検査、中間検査の検査を受けなければならないこととする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の改正に伴い、油濁防

止緊急措置手引書を船舶内に備え置くことを義務づけるとともに、当該手引書について船舶検査の対象とするものであります。

委員会におきましては、この条約の改正の経緯、我が国の油流出事故に対する防除体制、海洋環境保全のための諸施策等、各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

船員法の一部を改正する法律案（閣法第四二号）

要旨

本法律案は、船舶設備の向上等に伴い、小型船の運航形態及びこれに乗り組む船員の労働形態の変化に対応して、船員法の労働時間等に関する規定を、総トン数七百トン未満の内航小型船にも適用するとともに、船員を取り巻く状況の変化に対応して、定員に関する規制の見直しを行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数七百トン未満の船舶で国内各港間のみを航海するいわゆる小型船について

も、船員法第六章の労働時間等に関する規定を適用する。

二、船舶所有者は、公衆の不便を避けるために一日の労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させる必要があると認められる命令で定める船舶に乗り組む海員については、労使協定で定めるところにより、時間外労働をさせることができる。

三、船舶所有者は、航海当直その他の航海の安全を確保するため作業を適切に実施するために必要な員数の海員を乗り組ませなければならない。

四、常時十人以上の船員を使用する船舶所有者は、定員について就業規則を作成し、これを行政官庁に届け出なければならない。

五、この法律は平成五年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、船舶設備の向上等に伴い、小型船の運航形態及びこれに乗り組む船員の労働形態の変化に対応して、船員法の労働時間等に関する規定を総トン数七百トン未満のいわゆる小型船にも適用するとともに、船員を取り巻く状況の変化に対応して、定員に関する規制の見直しを行おうとするものであります。

委員会におきましては、内航海運の位置づけと近代化の進め方、内航船員の不足問題、船員の労働時間の実態と短縮の方法等各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党小笠原委員より本法律案に反対の意見が述べられ、次いで採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し全会一致をもって附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案（閣法第七〇号）

要旨

本法律案は、近年における外客数の増大、外客の宿泊ニーズの変化等に対応して外客接遇の充実を図るため、ホテル等の登録基準の見直しを行うとともに、指定登録機関制度を導入し、あわせて登録ホテル等に関する情報の提供を促進するための措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、ホテル及び旅館の登録基準を見直し、ホテル又は旅館の施設及び宿泊に関するサービスに関する登録基準の詳細については、運輸省令で定めることとし、また、登録ホテル業又は登録旅館業を営む者に対し、一定の様式の標識の掲示を義務付けるとともに、外客に接する従業員の指導等外客の接遇に関する業務の管理に関する事務を行う外客接遇主任者の選任を義務付けることとする。

二、運輸大臣は、指定登録機関に、ホテル及び旅館の登録の実施に関する事務の全部又は一部を行わせることができることとし、その指定の基準等所要の規定の整備を行うこととする。

三、運輸大臣は、指定登録機関が、登録ホテル又は登録旅館の施設、料金その他宿泊に関するサービスに関する情報を提供する等の事業を適正かつ確実に行うことができると認められるときは、情報提供事業実施機関として指定することができることとする。

四、運輸大臣は、登録ホテル業又は登録旅館業を営む者を社員とする社団法人であって、その社員に対するこの法律の遵守に関する指導、外客に接する従業員の研修、外客からの苦情処理等の事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを指定することができることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、近年における外国人旅行者の増大とその宿泊ニーズの変化等に対応して、ホテル等の登録基準を見直すとともに、登録ホテル等に係る情報提供制度の創設、指定登録機関制度の導入等、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、国際観光ホテルの登録基準の考え方、指定登録機関制度のあり方、旅行に対する障害者のアクセス改善問題等、各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し全会一致をもって附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律案（閣法第七一号）

要旨

本法律案は、地域伝統芸能等を活用した行事の実施が、地域の特色を生かした観光の多様化による観光の魅力の増進及び地域の特性に即した特定地域商工業の活性化に資するものであることにかんがみ、当該行事の確実かつ効果的な実施を支援するための措置を講ずることにより観光及び特定地域商工業の振興を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、基本方針

本法における主務大臣である運輸大臣、通商産業大臣、農林水産大臣、文部大臣及び自治大臣は、地域伝統芸能等をその主題として活用した活用行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興、活用行事の実施、活用行事を確実かつ効果的に行うための特定事業等の実施等について基本方針を定める。

二、基本計画

1 都道府県は、活用行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する基本的な方針、活用行事の実施主体、実施内容等について基本計画を定めることができる。

2 都道府県は、基本計画を定め、又は変更しようとするとき

は、主務大臣及び関係市町村に協議しなければならない。
三、基本計画の実施のための支援措置

1 通訳案内業法の特例を設け、運輸大臣の認定を受けた者は、地域伝統芸能等についての通訳案内業を営むことができる。

2 中小企業信用保険法の特例を設け、保険の付保限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの措置を講ずる。

3 国及び地方公共団体は、活用行事及び特定事業の実施主体に対し、必要な助言、指導その他の援助に努めなければならない。また、地方債について、特別の配慮をする。

4 主務大臣は、指定した法人に活用行事及び特定事業等の実施に関する情報の収集及び提供並びに資金の支給その他の援助等を行わせる。

四、指定認定機関

運輸大臣は、地域伝統芸能等についての通訳案内業を営む者に係る認定の実施に関する事務を指定認定機関に行わせることができる。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地域の伝統的な芸能等を活用した行事を実施することにより、観光の魅力の増進と特定地域商工業の活性化を図ることを目的として、観光及び地域商工業の振興に関する基本方針・基本計画を策定するとともに、支援のための実施機関の設置、通訳案内業の特例制度の創設等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、対象となる伝統芸能等の範囲、支援のための実施機関の具体的な内容、計画策定に当たっての検討課題等各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録によってご承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定致しました。

なお、本法律案に対し全会一致をもって附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。